

仕様書

1. 件名

野生動物由来の食肉中のハザードに関する調査

2. 調査目的

現在、国内ではシカやイノシシなど野生動物の生息数の増加による農作物被害が大きな問題となっていることから、その捕獲が進められるとともに、野生鳥獣肉（ジビエ）を食用として利活用する取り組みが全国的に拡大している。

しかしながら、野生動物は、牛や鶏などの家畜・家きんと異なり、餌や飼養方法などの管理が実施されていないため、腸管出血性大腸菌 0157 や E 型肝炎等の病原微生物や寄生虫を保有している可能性がある上、食用にとさつ・解体するときの疾病の有無等を確認するための公的検査が義務付けられていないことから、野生鳥獣肉には、食品衛生上のリスクが存在すると考えられている。これらのことから、国内のリスク管理機関は、野生鳥獣肉の衛生管理に関するガイドラインに基づく、狩猟者や食品取扱事業者による衛生管理の実施や、野生鳥獣肉は中心部まで適切に加熱することについての消費者への周知等により、野生鳥獣肉を原因とする食中毒の被害防止に取り組んでいるところである。また、食品安全委員会では、平成 25 年 2 月に、「ジビエを介した人獣共通感染症」に関するファクトシートを作成し、そのリスクに関する情報提供を行っている。

一方で、家畜のような飼養管理や公的検査が実施されていないこと等が理由により、シカやイノシシ等の国内の野生動物が保有するハザード（細菌、ウイルス、寄生虫等）の実態（宿主、汚染状況等）については未解明な部分が多く、将来の食品健康影響評価等を検討するために当たっては、体系的な関連情報の収集及び整理が行われていない状況にある。

さらに海外においては、国内では一般に食用に供されていない野生動物の食用実態もあるとされており、これらについては、今後、輸入食品として国内でも流通・消費される可能性もあることを考慮すると、それらの野生動物由来の食肉中のハザードの実態についても網羅的に把握しておくことも必要である。

本調査では、今後、食品健康影響評価等を行うにあたり、参考となる国内外で捕獲・食用とされている野生動物由来の食肉中のハザードの実態に関する情報の収集・要約・整理・分析を実施することを目的とする。

3. 作業内容

本事業の請負者（以下「事業実施者」という。）は、以下（1）から（5）までの作業を行うものとする。

（1）調査方法

① 事業実施者は、2010 年以降の論文及び国際機関・諸外国政府が作成した文書から、以下のものを収集する。

ア) シカ、イノシシ、クマ、野鳥等国内で一般に食用に供されている野生動物について、細菌、ウイルス、寄生虫を含む微生物ハザードに関するリスク評価

イ) ア) の野生動物及び微生物ハザードに係る国内外の汚染実態（生体及び食肉（内臓を含む。）の保菌割合・保菌量、国・地域別情報、保菌・汚染の機序等）、その摂食に起因する人の健康危害情報（国内、海外）

② 事業実施者は、2010年以降の論文等から、以下のものを収集する。
ア) 国内で一般に食用に供されていない野生動物（魚類、昆虫、節足動物は除く。）
について、海外における食習慣（流通状況、喫食方法等）、微生物ハザードの汚染
実態①の事項に準ずる。）、その摂食に起因する人の健康危害情報（海外）

③ ①及び②の収集は、文献データベース（商用データベースを含む。別紙参照。）、
国際機関及び国内外の政府機関のホームページ及び作成文書の確認を通じて行う。

④ ①及び②で収集した資料について、以下のとおりその内容を整理する。

ア) ①のア) について

リスク評価手法を整理及び分析する。具体的には、評価の背景・目的、リスク評
価の方法、ばく露評価、評価結果等について、文書に記載されている図表も適宜引
用しつつ、その内容の整理及び分析する。

イ) ①のイ) について

文献リストを作成する。リストには、以下の情報を含めるものとする。

- ・書誌情報及びURL
- ・収集・整理情報は、野生動物、国（地域）、微生物ハザード、人の健康危害情報
等について体系的に分類する。

ウ) ②のア) について

野生動物毎に分類してとりまとめる。リストには、以下の情報を含めるものとする。

- ・書誌情報及びURL
- ・収集・整理情報は、国（地域）、食習慣（流通状況、喫食状況等）、微生物ハザ
ード、人の健康危害情報等について体系的に分類する。

(2) 作業実施者の要件

(1)の作業については、以下の要件のうち少なくとも一つを満たす者が実施する
こと。

ア) 微生物学又は公衆衛生学に関する知見を有する者（学位等）

イ) 微生物学又は公衆衛生学の分野における論文の検索・要約作成等の業務経験（研
究等を含む）を有する者

(3) 調査結果の取りまとめ

(1)の作業において、情報収集の方法、とりまとめの方針及び事業実施者が整理
した調査結果案については、内閣府食品安全委員会事務局（以下「事務局」という。）
監督職員及び事業実施者が選定した有識者（野生鳥獣肉の衛生管理、人獣共通感染症
等に関する分野、3名程度）と調整しその了承を得る。なお、有識者の選定に際し、
必要に応じて事務局と協議を行う。

(4) 調査結果の報告会開催

① 本調査で得られた内容について、調査結果の報告会を開催すること。

② 調査結果の報告会を開催する際は、原則として事務局の会議室を使用することとし、
開催日時、構成等について、事前に事務局監督職員等の了承を得ることとする。

(5) 成果物の作成

報告書を作成する際には、以下の点に留意し作成すること。

- ① 調査報告書は、得られた内容を体系的に整理、分析を行い、図形等を用いて分かりやすいものにするよう努めること。
- ② 調査報告書の冒頭に「調査の概要」として、調査内容や成果等について、要約を作成すること。
- ③ 収集した文献等の翻訳及び概要等の作成に当たっては、食品の安全性に関する用語集 (<https://www.fsc.go.jp/yougoshu.html>) や専門用語辞典等（使用した辞典等を明記）を参考にして、正確な用語を用いるように努めること。なお、用語の一般的な日本語訳が定まっていない場合は、仮訳の後に括弧書きで原語を記載すること。また、必要に応じて有識者等の確認を得ること。
- ④ 調査報告書（製本版）は、日本産業規格 A 列 4 番（A4 サイズ）で作成すること。
- ⑤ 調査報告書（CD-ROM）は、PDF 形式(OCR 処理済み)及び編集可能な保存形式のファイル(ワード、エクセル等)で作成すること。
- ⑥ 成果物(案)が出来た段階で、速やかに事務局監督職員等と検討・調整を行うこと。

4. 契約期間

契約締結日～令和4年3月31日

5. 作業スケジュール

令和3年 6月 調査方針の打ち合わせ
随時 翻訳・整理した文献の事務局への報告
令和4年 2月 調査報告書案の作成
3月 調査報告書とりまとめ及び提出

令和4年3月31日までに成果物を提出すること。

6. 成果物

(1) 調査報告書（製本版）	10 部
(2) 収集した文献等（原著）	1 部
(3) 収集した文献等の要約	1 部
(4) (1)～(3)の電子データ（CD-ROM）	2 部

7. 納品期限

すべての成果物を契約期間の満了日までに納品すること。

8. 監督職員（人事異動の場合は後任者等による）

事務局 評価第二課 係長 中村 美紗都

9. 検査職員（人事異動の場合は後任者等による）

事務局 評価第二課 課長補佐 水野 玉青

10. 連絡調整

作業の実施に当たっては事前に事務局担当官と連絡を密にとることとし、作業中においても、5に記載した作業スケジュールの段階ごとに、作業の進捗状況を報告すること。なお、作業の遅延、業務の実施に当たって疑義等が生じた場合には、速やかに事務

局担当官の指示に従うこと。

11. 技術提案の遵守

本件は一般競争入札・総合評価落札方式（調査）の手続きを経て行うものであり、本仕様書及び技術提案書に記載した内容については誠実に履行すること。

12. その他

- (1) 本業務により知り得た成果については、許可なく第三者に譲渡してはならない。
- (2) 本調査を実施するに当たり、調査期間中に食品に係る緊急な危害情報を入手した場合は、速やかに事務局担当官へ通報すること。
- (3) 成果物のうち、調査報告書は、内閣府食品安全委員会が運営する食品安全総合情報システムにより一般公開するが、収集した文献等（原著及びその和訳）については、公開することにより、個人及び企業の知的財産権が開示され、特定の者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれがあるため、非公開とする。
- (4) 本契約を履行する過程で生じた納入成果物に関し、著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含むすべての著作権は、内閣府に帰属するものとする。
ただし、受注者は、本契約履行過程で生じた納入成果物に関し、著作権を自ら使用又は第三者に使用させる場合には、内閣府と別途協議することとする。
なお、受注者は、内閣府に対し、一切著作人格権を行使しないこととし、また、第三者をして行使させないものとする。
- (5) 納入成果物に第三者（又は受注者自ら）が権利を有する著作物（以下、「既存著作物」という。）が含まれている場合は、内閣府が特に使用を指示した場合を除き、当該著作物の使用に必要な費用負担及び使用許諾契約（等）に係る一切の手続きを行うこと。この場合、受注者は当該契約等の内容について事前に内閣府の承認を得ることとし、内閣府は、既存著作物について当該許諾条件の範囲内で使用するものとする。
- (6) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら内閣府の責めに帰する場合を除き、受注者の責任と負担において一切を処理することとする。この場合、内閣府は係る紛争等の事実を知ったときは、受注者へ通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受注者に委ねる等の協力措置を講ずるものとする。
- (7) 本業務の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）第 9 条第 1 項に基づく「内閣府本府における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領※」（平成 27 年 11 月 2 日内閣府訓令第 39 号）第 3 条に規定する合理的配慮について留意すること。

※ URL : <https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/pdf/taioyoryo.pdf>

情報収集にあたって参考にすべき検索データベース、
国際機関及び国内外の政府機関の一覧

1. 論文の検索データベース（商用データベースを含む。）

- PubMed
- JST（(国研)科学技術振興機構）
- 医学中央雑誌
- その他国内外の主要なデータベース

2. 国際機関及び国内外の政府機関

- 世界保健機関：World Health Organization (WHO)
- コーデックス委員会：Codex Alimentarius Commission (CAC)
- 欧州委員会：European Commission (EC)
- 欧州食品安全機関：European Food Safety Authority (EFSA)
- 欧州疾病予防管理センター：European Centers for Disease Control and Prevention (ECDC)
- 米国食品医薬品庁：Food and Drug Administration (FDA)
- 米国農務省：United States Department of Agriculture (USDA)
- 米国疾病予防管理センター：Centers for Disease Control and Prevention (CDC)
- 英国環境・食料・農村地域省：Department for Environment, Food and Rural Affairs (DEFRA)
- 英国食品基準庁：Food Standards Agency (FSA)
- オーストラリア・ニュージーランド食品基準機関：Food Standards Australia New Zealand (FSANZ)
- 中国国家衛生健康委員会：National Health Commission (NHC)
- 中国疾病予防管理センター：Chinese Center for Disease Control and Prevention (CCDC)
- 中国農業農村部：Ministry of Agriculture and Rural Affairs
- その他の国際機関、海外政府機関
- 厚生労働省、農林水産省、環境庁、地方自治体